

第 41 回 日本協同組合学会大会

大会シンポジウム

「協同組合運動 新たな段階へ」

—レイドロー報告 40 年、学会創立 40 年、アイデンティティ声明 25 年を経て、GAFA 支配に対抗するアフターコロナ時代の協同のあり方を考える—

会場 東京農業大学・オンライン開催

会期 9 月 18 日（土）～19 日（日）

第 41 回 日本協同組合学会大会

第 1 日目：2021 年 9 月 18 日（土）

○大会シンポジウム 13：00～16：45

○国際交流・臨時総会・新理事会（第 21 期第 1 回）

○懇親会会 18：00～20：00

会場：Zoom によるオンライン開催

<https://zoom.us/j/94252089938?pwd=b3YwWUZYNkR3YVo1ZzcvaCt3UWtHUT09>
(ミーティング ID: 942 5208 9938 パスコード: 632063)

第 2 日目：2021 年 9 月 19 日（日）

○個別論題報告・テーマセッション 9：30～16：40

会場：Zoom によるオンライン開催

<https://zoom.us/j/94201800023?pwd=QzNZT01SYXp3ZTJFMkVHbWkrS2Vrdz09>
(ミーティング ID: 942 0180 0023 パスコード: 791482)

【日本協同組合学会 第 41 回 大会実行委員会】

実行委員長 木原高治

実行委員 井形雅代、山田崇裕、高梨子文恵、望月洋孝、五條満義

事務局 野口敬夫

(東京農業大学・国際食料情報学部)

9月18日（土） 大会シンポジウム

日 時：2021年9月18日（土）13：00～16：45

会 場：東京農業大学 Zoomによるオンライン開催

司 会：高梨子文恵（東京農業大学）

テーマ：協同組合運動 新たな段階へーレイドロー報告 40年、学会創立 40年、アイデンティティ
声明 25年を経て、GAF A 支配に対抗するアフターコロナ時代の協同のあり方を考えるー

座 長：大高 研道（明治大学）

13：00～13：20 会長挨拶 増田佳昭（立命館大学）

座長解題 大高研道（明治大学）

13：20～13：50 第1報告 北川太一（摂南大学）

13：50～14：20 第2報告 中野理（日本労働者協同組合連合会/日本協同組合連携機構）

14：20～14：30 （休憩）

14：30～15：00 第3報告 瀬戸大作（反貧困ネットワーク）

15：00～15：15 第1コメント 松本典子（駒澤大学）

15：15～15：30 第2コメント 阿高あや（日本協同組合連携機構/東京大学大学院）

15：30～15：40 （休憩）

15：40～16：30 総合討論

16：30～16：45 座長総括

16：45～ 副会長挨拶 杉本副会長

国際交流／臨時総会／新理事会

日 時：2021年9月18日（土）17：00～18：00

会 場：東京農業大学 Zoomによるオンライン開催

内 容：国際交流：韓国協同組合学会等 ビデオレター等

臨時総会：第21期役員を選出について、その他

新理事会：会長、副会長等を選出について、その他

懇親会

日 時：2021年9月18日（土）18：00～20：00 予定

会 場：東京農業大学 Zoomによるオンライン開催

<https://zoom.us/j/93847044088?pwd=ZGhEV29ubmhqRGM3TnBJQjB0SkJJUT09>

（ミーティング ID: 938 4704 4088 パスコード: 636019）

9月19日（日）個別論題報告・テーマセッション

日 時： 9月19日（日） 9:30～16:40
 会 場： ZOOM(学会事務局アカウント)
 報告時間： 報告20分、質疑10分

座長	時間	報告順	報告タイトル	報告者・所属
鈴木岳 (生協総合研究所)	9:30～ 10:00	第1報告	協同組合図書資料センターの諸活動とその意義 —現在の資料移管状況とあわせて—	水島和哉・仙田徹志・石田正昭 (京都大学)
両角和夫 (東北大学)	10:00～ 10:30	第2報告	協同の新たな結集軸として「流域連携」への着眼 —矢作川流域にみる「流域意識」とSDGsとの親和 性の考察から—	河原林 孝由基 (㈱農林中金総合研究所)
	10:30～ 11:00	第3報告	離島過疎集落における“住民所有”企業の役割と協 同性	小正 貴大 (法政大学大学院)
前田健喜 (日本協同組合連 携機構)	11:00～ 11:30	第4報告	特定地域づくり事業協同組合制度の可能性と課題	森谷 久子 (法政大学大学院)
近本聡子 (愛知学泉大学)	11:30～ 12:00	第5報告	外国にルーツをもつ人々との共生と協同組合	向井忍・神田すみれ (地域と協同の研究センター)
昼休み 12:00～13:00(60分)				
テーマセッション1. 日本協同組合学会設立40年記念 —創設期を回顧しつつ今を展望する—				
鈴木岳 (生協総合研究所)	13:00～ 13:15	第1報告	学会活動の基軸(base axis)を鮮明にした創設期の 回顧と今後の展望	白石正彦 (東京農業大学)
	13:15～ 13:30	第2報告	レイドロー報告を受けた学会の展開と今後の課題 (仮)	中川雄一郎 (明治大学)
	13:30～ 13:45	第3報告	私が近頃、協同組合学会から戻込みしている訳 (仮)	中久保邦夫 (姫路獨協大学)
	13:45～ 14:00	第4報告	『京都学派』の農協研究と協同組合学会	増田佳昭 (立命館大学)
	14:00～ 15:00	コメンテーター(岡本好廣、相馬健次、丸山茂樹、石塚秀雄) フロアセッション・座長総括		
休憩 15:00～15:10(10分)				
テーマセッション2. 戦後再建期の協同組合運動と現代				
伊丹謙太郎 (法政大学)	15:10～ 15:35	第1報告	『生活の協同』の広がりとその可能性—1945年から 51年までの生協運動—	三浦一浩 (生協総合研究所)
	15:35～ 16:00	第2報告	農協共済の誕生と全国展開—1945年から51年まで の協同組合保険・共済運動—	和田武広 (賀川豊彦記念松沢資料館)
	16:00～ 16:15	第3報告	コープこうべ100周年とCO・OP NEXT100の取組に ついて	コープこうべ100周年担当者
	16:15～ 16:40	フロアセッション・座長総括		

大会シンポジウム

座長解題

「協同組合運動 新たな段階へ」

大高 研道
(明治大学)

〈座長解題〉 協同組合運動 新たな段階へ

大高 研道（明治大学）

現代社会は危機の時代と言われ久しい。それは、分業化が進み、リスクの根源と責任の所在があいまいな「リスク社会」（U.ベック）のなかで、だれもが安心して暮らせる社会が担保されていない状態が物理面のみならず、意識面においても広がり、普遍化していることを意味している。グローバル化する資本主義の弊害は私たちの労働や生活のあらゆる領域に及び、その暴走はとどまることをしらない。近年におけるその典型の一つである GAF A 支配を軸にしたギグ経済・プラットフォーム経済等と呼ばれる、労働者性が高いにもかかわらず個人事業主として扱われ、労働者保護や社会保障が手薄な働き方の世界的な広がりにも、その矛盾は表れている。

コロナ禍は、そのような時期に発生した。それは、人間の欲望が自然や社会との調和を超えた領域にまで浸食した結果ともいえるが、我われの暮らしの文脈からみれば、これまで私たちが直視してこなかった、或いは敢えて目を背けてきた社会の構造的問題が可視化されたという側面もある。

このような危機の時代、混迷の時代において、資本主義の矛盾を是正する「脱成長」や「定常型社会」が提起され、さらには「資本主義の終わりか、人間の終焉か？」（マルクス・ガブリエル他、斎藤幸平編、2019）といった、世界システムのパラダイムシフトを求める議論も活発化している。そして、多くの論者がその主要なアクターとして協同組合に注目している。

その歴史を振り返れば、危機の時代は協同組合の時代でもあった。換言すれば、「限界状況」に直面した時に人間的な暮らしと自己存在の意味を問い直し、自らの生の主体者としての意識が芽生え（P.フレイレ）、その困難に直面した時に助け合ったという集合的記憶が協同組合の存在価値の再確認と、新たな協同の可能性を生み出す動力となる。

そこで本シンポジウムでは、学会理事会から提示されたテーマを念頭に置きつつも、とりわけ「危機に直面した際に協同の経験がどのような協同組合の可能性を育ててきたのか、生み出していくのか？」という観点から課題にアプローチしてみたい。

第一報告（北川太一氏）では、社会経済システムの危機という大きな枠組みからレイドロー報告の提言を現代的にどのように捉え直すことができるのかを考える。折しも、昨年 2020 年はレイドロー報告が発表されて 40 年、そしてレイドロー報告に触発されて翌年の 1981 年に日本協同組合学会が設立されて今年で 40 年が経った。レイドロー報告は、協同組合の新たな可能性を提示するとともに、危機の時代への提言書であったともいえる。協同組合学会も世代交代が進み、社会も大きく変わった。しかしながら、時代の「流れに沿いながらも流されない」協同組合が有する普遍的価値の再検討と可能性を考える上で、いま、あらためてレイドローの提起を現代的に捉え直すことは重要な意味を持っていると思われる。

第二報告（中野理氏）は、GAF A 支配という労働・生活の危機から協同（組合）の可能性を模索する。ギグ経済、プラットフォーム経済の問題点は、たとえばウーバーイーツに代表されるフリーランスという働き方など、主に労働問題として議論されてきた。また、近年では、ポスト資本主義を生み出す協同プラットフォーム、いわゆるプラットフォーム協同組合への期待も高まっている（シュナイダー、2020）。しかし、プラットフォーム協同組合については、わが国ではいまだ十分な情報や研究成果はみ

られず、その評価も分かれる。少なくとも現時点で、プラットフォーム経済の対極にあるのがプラットフォーム協同組合という理解は早計ではないかと思われる。これまで協同組合が大切にしてきた価値（市民の主体的参加と協同的自己決定、社会正義と民主主義、そしてコミュニティ形成など）を念頭においたうえで、プラットフォーム協同組合にどのような可能性と課題があるのかといった点について、現状理解とともに議論を深めたい。

第三報告（瀬戸大作氏）は、まさにいま我われが直面しているコロナ禍と協同組合の取り組みについての報告である。コロナ禍で直接的なコミュニケーションが取れなくなった際に、本当に助けを必要とする人びとに協同組合はどのように寄り添ったのか？一方的な支援ではなく、どのような協同を創り出した/創り出そうとしているのか？とりわけコロナ禍で最も苦境に立たされている高齢者、子ども、若者、母子世帯等の実態を踏まえ、まさに命の根源にかかわる問題に対して協同組合はどのようにコミットするかという議論は、社会的に困難な状況に直面している人びとや地域の視点をその重要な存在意義に据えてきた協同組合にとって、避けて通れない課題であろう。

これらの報告を踏まえて、コメンテーターには、「現実に直面している危機と協同」を軸にグローバルな視点と当事者目線も交えてコメントいただき、併せて、協同、相互扶助、民主的参加・自主管理を含む連帯関係が組み込まれた経済活動としての協同組合の展望をどのように構想するのか、実践的・理論的課題および論点を提示していただく。

一つ一つが大きなテーマとなりうるため、ともすると散漫な議論に終わってしまうことも危惧されるが、1980年に開催されたICA大会における『西暦2000年における協同組合 [レイドロー報告]』（日本経済評論社、1989年）は、「基本的には議論を巻き起こすための資料」（5頁）であった。まさに「新たな段階へ」むけた多様な議論を巻き起こす研究交流の場になればと考えている。

第1報告

レイドロー報告 40年

—どう受け止め、深化させるか—

北川 太一

(摂南大学)

〈第1報告〉レイドロー報告40年：どう受け止め、深化させるか

北川 太一（摂南大学）

【報告の構成】

1. はじめに
2. 本学会におけるレイドロー報告をめぐる議論 [1] –学会創設時–
3. 本学会におけるレイドロー報告をめぐる議論 [2] –レイドロー報告30年–
 - (1) 現代的意義はなにか（春大会）
 - (2) 四つの優先分野をどう受け止めるか（秋大会）
 - (3) 協同組合の立ち位置と方向を見定めたレイドロー報告
4. 四つの優先分野の深化に向けて

1. はじめに

筆者が、初めて『西暦2000年における協同組合』（レイドロー報告）を知ったのは、大学3年生の秋、学部専門科目「農業協同組合論」の初回の授業であった。今からちょうど40年前、1981年10月22日のことである。何かの因縁であろうか、今も講義ノートが手もとにあり、その時の様子も少し覚えている。担当の先生が教室に入られて教壇に上ると開口一番、「この講義は例年、歴史のことを話して最後に現状に進むのですが、今年は、まず現状から始めます」と話された。この日のテーマは「（農業協同組合にとって）今、何が問題なのか？」であり、その内容は、1年前にモスクワで開催された第27回ICA大会において採択された「西暦2000年における協同組合」（レイドロー報告）についてであった。筆者のノートには、次のように記されている（この授業は、ほとんど板書はせず、先生がとつとつと話されるスタイルだったので、聞き取ったことを記したものと思う）。

1. 食糧生産の増加と第1次生産者の実質所得の増加を図るための協同組合の役割（発展途上国の小農民の間での協同組合の成立）。
2. 労働意欲と生産性の増大、失業の削減、労使関係の改善により公正な所得分配の推進。そのための生産協同組合の育成。
3. 生活協同組合と私企業との特徴的相違点を強調し、生活協同組合の自主性と組合員による民主的管理を実施（生協の一層の発展）。
4. 1つの隣保協同組合団地の範囲内において、住宅、信用等のサービスを充実させる等の地域総合協同組合（日本の農協形態の典型）の設立をめざす。

これらは言うまでもなく、レイドロー報告の第V章（将来の選択）で提示された四つの優先分野（世界の飢えを満たす協同組合、生産的労働のための協同組合、保全者社会のための協同組合、協同組合地域社会の建設）である。ノートには1と4に○印がついていることから、農協にとっては特に大事な分野だと強調されたのかもしれない。

さらにノートに目をやると、この採択が行われた「前提認識」として、①国有化・公有化が進む産業・企業形態の変化、②資本主義経済・資本主義的企業の変化（資本主義体制の持つ欠点・欠陥の是正）、公有企業、私企業、協同組合が併存する協同組合のあり方、それに見合う新しい理念の創出とあ

る。そして、この春には日本協同組合学会が設立されたと記されてノートの記述は終わっている。講義の構成を変更すること自体しばしば行われることとは言え、「農業協同組合論」の第 1 回目、しかも発表されて間もないレイドロー報告が取り上げられたのは、当時それだけ学界に与えたインパクトが大きかったということであろう。

「三段階（信頼、経営、思想）の危機」「協同組合こそが正気の島」「協同組合セクター」「経済的目的と社会的目的（経済的効率と社会的効率）」「多目的、ないし多機能の協同組合」「四つの優先分野」等々、魅力的なキーワードで私たちを惹きつけてきたレイドロー報告が発表されてから 40 年、ますます混迷が深まる現代社会において、それをどう受け止め、深化させるか。40 周年を迎えた本学会での議論を振り返りつつ考えてみたい¹。

2. 本学会におけるレイドロー報告をめぐる議論 [1] ー学会創設時ー

私の世代にはよく聞かされた話であるが、本学会が設立されたきっかけは、1980 年 4 月に開催された日本農業経済学会における大会シンポジウム「農業、農村社会の変化と農協」での出来事だとされている。シンポジウムにおいてコメンテーターである農協研究者が、「農協問題だけでは面白くない」という座長の発言を鋭く質したことが「発火点」なり、その日の夜の懇親会では協同組合を研究する学会を作ろうと賛意の声がたちまち会場を駆け巡ったという。

こうした学会設立の機運を後押ししたのがレイドロー報告であった。本学会の初代会長を務めた伊東勇夫は、「この『報告書』は、新しい運動の方向を模索していたわが国の協同組合に『星』を与えたわけで、絶大な関心がこの星に寄せられた」²と述べ、レイドロー報告が学会創設に大きな影響を与えたと述懐している。事実、1981 年 1 月に学会設立発起人一同から提出された「日本協同組合学会設立趣意書」では、冒頭に「レイドロー報告」について触れられている。

「周知のように 1980 年 10 月、第 27 回国際協同組合同盟（ICA）大会がモスクワで開かれましたが、その統一テーマに「西暦 2000 年における協同組合」を掲げ、グローバルな観点で活発な討論がなされ、21 世紀に向かっての協同組合運動の在り方が提起されています。

いま世界は資本主義、社会主義、第 3 世界を問わず、人口、食糧、エネルギー、環境、軍拡、巨大な科学技術など庶民生活とかかわりを持つ重大な問題をかかえています。これらに対処していくには生産者や消費者など広範な民衆の社会運動の一層の進展が不可欠と思われます。協同組合運動もその一環として、重要な地位を占めております。

また、わが国の協同組合運動においても、急速な社会経済の変動や組織基盤の変化により、組織体としても経営体としても矛盾や問題点をかかえており、この科学的分析のうえに立ち、広範な実践的経験をふまえた新しい創造的運動の方向が求められています。

こういう状況の中で、協同組合研究に関心を持つ人々も増加してきておりますが、最近、学際的な広がりのもとで相互研鑽の場をもち、研究の進展をはかりたいという気運がとみに醸成されて参りました。一方、従来から各種の協同組合研究会が各地で活発におこなわれ、幾多の成果をあげておりますが、これらの研究成果を踏まえ、全国的な相互研鑽の組織をつくり、一層の研究の深化と学問的体

¹ 本報告におけるレイドロー報告に関する記述は、A.F レイドロー（日本協同組合学会訳編）『西暦 2000 年における協同組合 [レイドロー報告]』日本経済評論社（1989 年）にもとづいている。

² 伊東勇夫「創設期 日本協同組合学会の創設」日本協同組合学会他編集・発行『日本協同組合学会 20 年史』、33～35 ページ。

系化をはかっていくことが必要と思われます。

… (以下略) …」

1981年4月に開催された学会設立大会討論会(共通論題「現代社会における協同組合運動の役割」)では、レイドロウ報告が提起した「協同組合による地域コミュニティの建設」が論点の一つとして取り上げられ、坂野百合勝(当時、全国農協中央会)がレイドロウ報告の内容を概説しながら農協問題に重点を置いて取り組み課題を整理した。ただし、コメンテーターの佐伯は、「(レイドロウ報告は)客観情勢については悲観的で、他方では、協同組合運動については楽観的」であり、「既成の巨大化した協同組合は企業化していく傾向が強まっていくが、これに対してどういう歯止めがあるのか、どういう対応があるのか」という重要課題に対して、「協同組合地域社会の建設」は何ら回答していない。「2000年における協同組合運動の理論を組み立てるという点では、大変に的はずれであり、いわば偉大な失敗作ではなかったか」と酷評している。

こうしたレイドロウ報告に対する冷ややかな発言もあったものの、当日の座長を務めた伊東勇夫は、「レイドロウは(協同組合の)目的をわかりやすい言葉で、社会目的と経済目的の二つをあげて目を開かせた」と一定の評価を示し、「巨大資本の支配する日本の中で労働者、生産者、消費者、組織されない中小企業者も含めて、利潤追求とは別の次元でコミュニティを作っていく、あるいは総合(「相互」の誤りであろう…引用者)関連を作っていく」ことが協同組合運動の課題であり、「地域コミュニティの建設は他人が与えてくれるものではない。農協、生協、あらゆる組合を問わず、組合員が連携して、大資本の政治的支配の中でお互いに交流し合っていく努力が、協同組合セクターを、かためていく運動になるのではないか。」と結んでいる³。

3. 本学会におけるレイドロウ報告をめぐる議論 [2] -レイドロウ報告 30年-

(1) 現代的意義はなにか(春大会)

さらに、レイドロウ報告から30年経った2010年には春と秋の大会で集中的な議論が行われた⁴。まず、第29回春季研究大会シンポジウム(2010年5月)では「レイドロウ報告30年-協同組合運動におけるその意義と現代性-」をテーマに、国際協同組合運動と協同組合原則(白石正彦)、協同組合セクター論(鈴木岳)、協同組合民主主義(杉本貴志)、四つの優先分野の今日性(溝口隆志)について報告が行われた。

当日の座長を務めた堀越芳昭は、解題において、ソ連・東欧社会主義国に代表される国権的社会主義(国家主導型経済システム)の崩壊、新自由主義の台頭など、問題の一層の深刻化があると、レイドロウ報告から30年経った当時の社会経済状況を述べたうえで、NPO・NGOの発展、1995年ICA原則の成立、国連ガイドラインの制定やILO勧告等、国際機関による協同組合促進政策の推進、社会目

³ 「日本協同組合学会設立大会討論会報告 現代社会における協同組合運動の役割」『協同組合研究』第1巻第1号(創刊号)(1981年11月)。坂野報告については、ここに掲載されている「『西暦2000年における協同組合』と農協運動の課題」を参照。

⁴ 「レイドロウ報告30年-協同組合運動におけるその意義と現代性-」『協同組合研究』第29巻第3号(2010年8月)、「『レイドロウ報告30年』と現代協同組合運動-レイドロウ報告のアプローチ」『協同組合研究』第30巻第1号(2011年2月)を参照。なお、本学会誌以外でも、日本協同組合連携機構(JCC)の前身である協同組合経営研究所が発行する機関誌において、レイドロウ報告を手掛かりに多面的な角度から考察した論稿を掲載しており参考になる。「特集:『レイドロウ報告』から30年:国際協同組合運動の課題と展望」『協同組合研究誌にじ』No.629(2010年春号)

的・社会サービスにかかわる協同組合や社会的企業が台頭するなど、協同組合運動はレイドロー報告による問題提起の実行過程にあるとの認識を示した。そのうえで、今日の社会経済の基本問題と 21 世紀の協同組合運動の方向性を探るための課題として、①協同組合セクターを構成要素とした「公協私」の新しい混合経済の展望、②協同組合運動が全人类的課題・全国民的課題にどのように関わるかが重要であり、それは、協同組合の公共性・社会性の追求であり、それまでの共益型協同組合から共益・公益型協同組合への転換が求められること、すなわち「レイドロー報告」が示す「二重の目的（経済的目的と社会的目的）」の追求が協同組合の現代的課題であるとの見解が示された。

（2）四つの優先分野をどう受け止めるか（秋大会）

続いて、秋に開催された第 30 回 大会シンポジウム（2010 年 10 月）『レイドロー報告 30 年』と現代協同組合運動－レイドロー報告のアプローチ』においては、特に、四つの優先分野に焦点を当てたシンポジウムが組み立てられ、開発途上国における食糧問題（白武義治）、ワーカーズ協同組合と協同労働（大高研道）、生協の課題と地域社会（山口浩平）、協同組合コミュニティの建設（田中夏子）に関する報告が行われた。フロアー（主として実践家）からは、「現場職員の奮闘にもかかわらず農業・農村・農協の経済基盤が崩壊されつつある中で、協同組合コミュニティをどうつくるのか？」「協同組合は厳しい経営状況の中で、極めて内向きな方向に陥っており、自己責任、創造力の欠如の中で、地域の問題発見力が極端に低下しているのではないか」、「（農協、日本生協連を中心とした生協は）レイドロー報告とはまさに逆な方向で、逆噴射しているのではないか」といった現実を直視した厳しい意見も出された。

当日の座長を務めた中川雄一郎は、レイドロー報告が示した四つの優先分野は協同組合が『二大権力』に拮抗し得るほどの『第三の力に成長する課題』、これらすべてを提起している」として評価した。そして、協同組合の現場が厳しい状況にさらされていることも踏まえたうえで、経済政策の基調として席卷していた新自由主義の考え方をめぐって、「レイドローは直接言葉としては出してなかったけれど、四つの優先分野を示すことによって、新自由主義をいかに克服していくかということを実は、我々に問いかけたのではないか」と述べ、新自由主義をはじめとする大きな支配権力が協同組合を押しつぶそうとしているなかで、協同組合がそれらに対抗する力を付けていく手段として四つの優先分野を理解し、運動を展開していくべきであると総括した。

（3）協同組合の立ち位置と方向を見定めたレイドロー報告

レイドロー報告が、本学会の設立をはじめ協同組合の研究者や実践家に大きなインパクトを与え、今もなおこうして取り上げられるのはなぜか。上述の第 29 回春大会のシンポジウムにおいて、坂野は次のように発言し、当時の様子を伝えている。

「レイドローレポートが出ました頃は、農協も生協も勢いは大変よかったわけですが、自分たちの立ち位置がどこにあるのかな、という不安があったのです。レイドローレポートが出た中で、自分たちの位置付けが...（中略）...『うまくできた』と。かなり自信と目標が改めて定まった、努力している、と。こんな雰囲気だった」

レイドロー報告が提起した「三段階の危機」（信頼性の危機、経営の危機、思想的な危機）のくだりは、第 I 章（1980 年大会における展望）の冒頭に表れる。そこでは「協同組合の真の目的は何なのか、他のものとは違う企業としての独自の役割を果たしているのか、...（中略）...もし協同組合が、他の

企業と同じように商業的な意味で能率を上げ成功するという以上のことは何もやらないとしたら、それで十分なのだろうか？」と記述され、報告書ののっけから協同組合関係者に警鐘を鳴らす。それは、「勢いはよかった」ものの、心のどこかで将来に対する不安を持つ関係者に衝撃を与えたのであろう。そして、第I章で極めて厳しく警鐘を与えたうえで、実質的には締めくくりの章である第V章（将来の選択）において、四つの優先分野を示しながら、農業・食糧に関わる協同組合の重要性をこれまで通り評価し、この間の大きな変化の一つである労働者協同組合に期待を寄せ、混迷する消費者協同組合（生協）を「保全者社会」のために役割を果たすべしと叱咤激励し、日本の総合農協にも学びつつミクロなレベルの身近なところから協同組合地域社会を建設しようと提起する。こうした針路を示すことで、協同組合関係者が自分たちの立ち位置と方向を見定めることができ、希望の「星」を見出すことにつながったのであろう。

4. 四つの優先分野の深化に向けて

レイドロー報告では、三つの危機を段階的なものとして捉えている。しかし、協同組合の現状は、今なお十分に認知されず、その事業や経営の環境条件は依然として厳しい。時として、一般の企業とはどこが違うのかと批判され、役職員に対して協同組合理念を教育する必要性や組合員の単なる利用者化（顧客化）がしばしば指摘される。すなわち、信頼、経営、思想という三つの危機は、「段階的」ではなく「同時複合的」な状態にあると考えられ、このスパイラルからの脱却が喫緊の課題である。同時に、国民を救済しない経済らしからぬ経済の巨大な波、自然やウイルスによる大災害、多国籍大企業や行き過ぎた新自由主義などにあらがうために、レイドロー報告が提起した四つの優先分野を、各協同組合がその特性とこれまで積み重ねてきた経験を活かし、協同組合どうしの対話を進めながら地域レベルで着実に実践していくことが必要である。そこで以下、四つの優先分野について、レイドロー報告で指摘されている今日的な重要点をピックアップし、それを深化させるための課題について述べておきたい。

①「世界の飢えを満たす協同組合」

レイドロー報告では、協同組合に対して、食料の生産・販売での役割だけではなく生産者と消費者の橋渡しを率先して行い、農地を護ることから長期的な食料供給に至る「総合的食料政策」確立の重要性を説く。しかし現状においては、農協をはじめ第1次産業にかかわる協同組合はもとより、協同組合として食と農の共生をめざした「食農政策」の樹立に向けた動きは、一部の地域を除いて聞くことができない。周知のように、昨年（2020年）3月に策定された「第5次食料・農業・農村基本計画」では、農は「国の基（もと）」との認識を深めて「食と農とのつながりの深化に着目した新たな国民運動」の展開を提起しているが、このことこそ協同組合が連携し率先して取り組むべきテーマである。

②「生産的労働のための協同組合」

レイドロー報告では、雇用の問題に真摯に取り組み、労働者協同組合を積極的に評価しながら、事業や運営の一部をゆだねるなど既存の協同組合が連携していく必要性を述べる。わが国では特に2000年代に入って、人間どうしのつながりの原理を尊重し、利益追求にとらわれず地元の豊かな有形無形の資源を活用する「小さな協同」の活動が小地域で生まれつつあるが、残念ながら既存の大規模協同組合の関与は後退する傾向にある。労働者協同組合法の成立を各協同組合が自分ごととして受け止め、こうした地域の活動に向き合い、自助、互助（近助）、共助、公助を紡ぐ新しい協同のネットワークの構築に努めることが求められる。

③「保全者社会のための協同組合」

レイドロー報告では、競合企業を意識した価格訴求や広告宣伝のみに頼らず、組合員との緊密な結びつきを重視し、利用者が抱きがちな消費欲への追従や資源浪費的な購買行動に歯止めをかけるべきであり、「消費者主権」（支払う金に見合った価値を受け取るべきだとする単純なルール）を拡大解釈すべきではないと注意を喚起する。これは、何も生協の問題に限ったことではないであろう。組合員主権をどう考えるか。複数の事業を兼営する総合事業性の強みをどう発揮するか。そして何よりも大規模経済の追求だけではない組合員目線に立った協同組合らしい事業方式をどう構築するかが厳しく問われている。

④「協同組合地域社会の建設」

レイドロー報告では、協同組合の方式が人々の生活にとって非常に重要な意味を持つ、そのために多くの種類の協同組合を活用することができる地域社会をマイクロレベルで構想し、「社会的接着剤」としての協同組合の役割に期待する。協同組合が地域社会の将来にどのような展望を持ち、積極的に関与するのか。そのためにクリアしなければならない条件は何か。それらの解明は、きわめて重要な理論的・実践的課題である。

言うまでもなく協同組合は、制度的にはメンバーシップ制を有しており、出資者である組合員の利益増進を組合員自らが利用する事業を通じて実現する共益の組織であるが、レイドロー報告や上述のシンポジウムで堀越が指摘しているように、協同組合は社会性を有し公益を追求する組織でもあり、実際にさまざまな実践が積み重ねられている。ただし、共益と公益とは並列的に区分されるべきものではない。メンバーシップ制にもとづいて組合員の共益を追求する組織としての協同組合が、真摯に事業や活動を展開することによって豊かな地域社会づくり、すなわち組合員のみならず地域住民も含めた地域の公益を実現する、またそれとは逆に、協同組合が積極的に公益を追求していく（地域社会を豊かにする）ことが、組合員のくらし（共益）をより良くするという関係があると理解すべきである。協同組合の事業や活動を通じた共益と公益との相互循環的な関係を構築することこそが、行政や民間企業では発揮できない協同組合の重要な社会的役割である⁵。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う数々の痛ましい事故・事件は、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていない現実を目の当たりにさせた。と同時に、医療・福祉や自治体の現場で奮闘する姿がある一方で、国民には無策に映る現場の実態を反映ない感染防止対策は、近年、国と地域との関係が大きく変質してしまったことを改めて感じさせる。また、一部の業者とは言え、補助金の不正受給やルールを無視したイベント開催など、民間企業（事業者）における倫理上の問題も後を絶たない。公、私、協のセクターは、それぞれが独立して役割と責任を負うわけではない。協同組合セクターとして、よりよい公、よりよい私を育む努力が必要である。

⁵ 2012年国際協同組合年のスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます」(Co-operative enterprises build a better world)であったが、そこには、協同組合は、組合員の共通の願い・ニーズの実現を使命とする共益の組織であるが、それを真摯に追及すると、公益につながるという考え方があ
る(2012国際協同組合年(IYC)全国実行委員会編集・発行『2012国際協同組合年って何?～日本の協同組合のいま～』8ページ)。

第2報告

プラットフォーム協同組合

ー協同組合のアイデンティティ／シンギュラリティ？ー

中野 理

(日本労働者協同組合連合会／日本協同組合連携機構)

〈第2報告〉プラットフォーム協同組合

－協同組合のアイデンティティ／シンギュラリティ？－

中野 理（日本労働者協同組合連合会／日本協同組合連携機構）

【報告の構成】

1. はじめに
2. プラットフォーム資本主義の問題点
3. プラットフォーム協同組合とはなにか
4. プラットフォーム協同組合の事例
5. プラットフォーム協同組合：協同組合のアイデンティティ／シンギュラリティ？

1. はじめに

近年、デジタル情報技術の飛躍的發展を踏まえ、財・サービス・情報等の交換にデジタル「プラットフォーム」（土台・基盤）を提供するビジネスが世界を席捲している。いわゆる「GAFA」（Google、Amazon、Facebook、Apple）、それに Microsoft を加えて「GAFAM」と呼ばれるプラットフォーム企業は、既存の市場経済や国民国家の枠を超えて巨大化し、莫大な利益を上げ、多大な経済的・社会的影響力を持ちつつある。

この巨大多国籍プラットフォーム企業による支配に対して市民・協同組合はいかに対応すべきだろうか。その応えの一つが「プラットフォーム協同組合」と呼ばれる国際的な新しい潮流である。本報告では、まだ日本では耳慣れない「プラットフォーム協同組合」の概要や事例を紹介するとともに、それが今後の協同組合運動に示唆する可能性と課題についても若干の考察を加えたい。

2. プラットフォーム資本主義の問題点

現在、世界株式時価総額ランキングは1位から7位まで1社を除いて全てプラットフォーム事業を軸に展開する巨大多国籍企業が占めている¹。世界長者番付でもプラットフォーム企業の創業者や経営者が常に名を連ねている²。ライドシェアシステムを運営する Uber や民泊マッチングサイトを運営する Airbnb も成長著しい³。資本主義が商業や軽工業を中心的領域とする段階から、重化学工業やサービス

¹ ちなみに1位は Apple、2位 Microsoft、4位 Amazon、5位 Alphabet (Google)、6位 Facebook、7位 Tencent。最近中国政府からの圧力で一時の勢いを失ってはいるが、Alibaba も11位にランクインしている。上位50社の中で日本企業はトヨタ自動車のみ。「GAFAM」の株式時価総額だけで東証1部に上場する日本企業2000社の株式時価総額の合計を上回る。古賀茂明『官邸の暴走』（角川新書、2021年）251頁。

² 株価の変動等により順位の変化こそあるものの、ジェフ・ベゾス（Amazon）、ビル・ゲイツ（Microsoft）、マーク・ザッカーバーグ（Facebook）、ラリー・ページとセルゲイ・ブリン（Google）、ジャック・マー（Alibaba）等は常にトップ10内外にランクインしている。

³ すでに Uber は世界のタクシー業界の総売上を抜き、Airbnb もヒルトンとシェラトンを合わせた以上の「客室」を持つ。両社の創業者も莫大な富を成した。『朝日新聞』2019年9月28日付記事等。

業・情報関連産業を経て、財・サービス・情報等がやり取りされるプラットフォームそれ自体を支配する「プラットフォーム資本主義」（ニック・スルニチェック）へと移行しつつある。

このプラットフォーム資本主義が様々な問題を引き起こしていることも周知の通りである。例えば Google や Facebook はユーザーの個人データを搾り取り、広告主に販売している。彼らは「データの所有権はユーザーに帰属する」と主張するが、膨大かつ（恐らく意図的に）分かりにくいサービス同意書はデータに対する広範な権利を企業側に認めており、ユーザーの所有権など有名無実化している。私たちユーザーはサービスを楽しむ「顧客」のつもりでいるかもしれないが、企業側から見れば日々従順にデータを生産し、提供し続ける「労働者」であり、「商品」でもある⁴。

また Uber に代表されるように、インターネット経由で単発の仕事を受け負う「ギグ・エコノミー」に従事する人々も増えている⁵。この「ギグ・ワーカー」は労働者ではなく個人事業主とされるため、労働者としての権利（団体交渉権等）や保障（労災・失業保険・社会保険等）が与えられない。Uber のドライバーは「客待ち」時間の対価を支払われず、その他経費も請求できない。Uber や Airbnb はしばしば「シェアリング・エコノミー」と呼ばれ、「ポスト資本主義」における新しい経済のあり方として賞賛されもするが、それは単純な誤解、でなければ欺瞞である。人々が車や部屋をシェアすることにより生まれた利益は本人達にはシェアされない。「労働者」がほとんどのリスクを負わされる一方で、企業は莫大な利益をかすめ取る。

とりわけ巨大多国籍プラットフォーム企業による独占・寡占は大きな問題である。プラットフォーム事業は本質的に「ネットワーク効果」に依存している。より多くのユーザーがプラットフォームを利用すればするほど、そのプラットフォームの価値は高まる。SNS を始めようとする人にとって、世界で約 29 億人に利用されている Facebook は、サービス内容の良し悪しを問わず、それが多くのユーザーにすでに利用されているという理由だけで最有力の選択肢とならざるを得ない。世界の検索エンジン市場で約 70% のシェアを持つ Google は、データの独占によりサービスの質を向上させ、それがさらなるユーザーの増加とデータの集中を促す。したがってプラットフォーム事業は独占に向かう力学がとくに強く、「勝者総取り」が事業の継続・拡大の生命線として宿命付けられている⁶。

また、そもそもデジタル経済では財・サービスの複製が（少なくとも理論上は）無際限に可能となり、その追加生産に要する費用（限界費用）がゼロに近づくから、供給コストと需要のバランスに基づく市場の価格決定メカニズムが機能せず、独占による価格決定が不可避となるとも言われる⁷。この独占を不可避とする性質は、プラットフォーム企業が同業他社を精力的に買収・合併する傾向にも見て取れる。こうした独占の結果として、人々はサービスを取捨選択する自由を奪われ、情報の真偽（いわゆる「フェイクニュース」）を検証することが困難となり、あらゆる個人データを搾り取られる一方で、財・サービスの価格も恣意的に決められる社会がすぐそこまで来ている。こうしたデジタル・プラットフォームの独占に基づく「監視資本主義」（ショシャナ・ズボフ）が、AI 等の破壊的イノ

⁴ ネイサン・シュナイダー『ネクスト・シェア ポスト資本主義を生み出す「協同」プラットフォーム』（東洋経済新報社、2020年【原著2018年】）215～216頁。

⁵ 米国では成人の24%がインターネット経由で何らかの所得を得ていると報告されている。シュナイダー（2020）213頁。

⁶ ニック・スルニチェック「プラットフォーム独占とAIの政治経済学」、ジョン・マクドネル編『99%のための経済学コービンが率いた労働党の戦略』（堀之内出版、2021年【原著2018年】）281～299頁。

⁷ ジェレミー・リフキン『限界費用ゼロ社会 <モノのインターネット>と共有型経済の台頭』（NHK出版、2015年【原著2014年】）。

バージョンと「権威主義国家」と結びつくことにより、人々の生活総体を支配する「デジタル・ディストピア」（ジャン・ティロール）すら遠からず到来するかも知れない。

これらの諸問題についてはすでに様々な方面からの批判が行われている。世界各地で市民の「データ主権」の保護を求める運動が展開され、プラットフォーム企業による個人データの独占・販売を規制する政府も増えてきた。個人事業主として無保障・無権利の状態に晒されているギグ・ワーカー達は、労働組合の支援のもとに、労働環境の改善と労働組合の組織化を始めている。プラットフォーム企業による独占に対しては、EU や米国、そして日本でも独占禁止法の適用と企業分割が検討されつつある。さらに市民・労働者がデジタル・プラットフォーム事業を共同で所有し、民主的に管理運営することにより、プラットフォーム資本主義が引き起こす諸問題の解決を目指す新しい取り組みも生まれつつある。これこそ「プラットフォーム協同組合」に他ならない。

3. プラットフォーム協同組合とはなにか

プラットフォーム協同組合はごく最近現れた新しい取り組みである。調査研究においては 2014 年末から取り上げられ始め、2016 年に出版されたトレバー・ショルツの *Platform Cooperativism: Challenging the Corporate Sharing Economy*（未邦訳）と 2018 年に刊行されたネイサン・シュナイダーの *Everything for Everyone: The Radical Tradition that Is Shaping the Next Economy*（邦訳は脚注 4）が基本文献とされている⁸。ショルツは「プラットフォーム協同組合主義コンソーシアム」（Platform Cooperativism Consortium/PCC）と「協同組合デジタル経済研究所」（Institute for the Cooperative Digital Economy）を設立・運営しており、主にデジタル経済における「労働」の問題に焦点を据えつつ、プラットフォーム協同組合に関する調査研究や情報発信の一大拠点となっている⁹。

ショルツやシュナイダーによれば、プラットフォーム協同組合とは「ウェブサイト・モバイルアプリ・プロトコル等を活用して財・サービス・情報等を提供する協同組合」とひとまず定義できる。デジタル・プラットフォームを共同で所有し、民主的なルールに基づいて運営し、生じた利益を本来的に得るべき人々、すなわち財・サービス・情報等を交換するユーザー＝組合員に適正に分配することを目的とする。ただし、それ自体がごく最近現れた現在進行形の取り組みであることから、後述するようにプラットフォーム協同組合にも様々な類型があり、厳密な定義を下すのは時期尚早であるだろう。

そもそも協同組合とプラットフォーム事業は重なり合う部分が少なくない。例えば国際協同組合同盟（ICA）の 7 つの原則は、第 1 原則に「自発的で開かれた組合員制」を掲げているが、プラットフォ

⁸ 2014 年 12 月、ニュースクール大学（ニューヨーク）教授でメディア研究者のショルツが“Platform Cooperativism vs. the Sharing Economy”と題した論考を、コロラド大学の教授でジャーナリストのシュナイダーが“Owning Is the New Sharing”と題した論考を、ほぼ同時に発表した。プラットフォーム協同組合に関する調査研究の嚆矢である。

⁹ PCC は毎年数人のリサーチ・フェローに奨学金を提供し、プラットフォーム協同組合に関する研究を奨励している。また毎年国際カンファレンスを開催し、世界各国や国際機関から数多くの参加者を集めている。2018 年にはアジアで初めて香港でも開催され、2021 年はベルリンで開催される予定である。PCC の評議会には研究者や協同組合関係者、プラットフォーム協同組合の実践者等が参加し、共同代表はウィルマ・リーブマンが務めている。リーブマンはバラク・オバマ大統領のもとで女性として史上 2 人目の全米労働関係委員会（National Labor Relations Board/NLRB）委員長を務めた人物であり、PCC がプラットフォーム協同組合運動の推進においてデジタル経済における「労働」の問題を最重要視していることをよく示している。 <https://platform.coop/>。

ーム事業もまた誰でも財・サービスの利用者ないしは提供者になれることを特徴とする。また第 4 原則「自治と自立」は、巨大多国籍プラットフォーム企業が世界各国で現地の規制を回避する際に主張する価値観に似ている。さらにプラットフォーム企業も知識・情報産業として「教育、研修および広報」（第 5 原則）を重視するし、様々な規格策定団体を通じて「協同」（第 6 原則）もしている¹⁰。より本質的に言えば、協同組合それ自体が一人ひとりの組合員の経済活動やコミュニケーションを媒介する「プラットフォーム」に他ならない。

しかし他方で、協同組合とプラットフォーム企業は所有とガバナンス、利益配分において鋭く対立する。協同組合が組合員により所有され、「一人一票」の議決権により民主的に運営されるのに対し（第 2 原則）、プラットフォーム企業は株主により所有され、ユーザーが運営に参画することはできない。前者の運営における民主性が運営の透明性（組合員への情報公開）と不可分であるのに対し、後者はビジネスの基本的な仕組み（例えば個人データを独占して恣意的に利用・販売する仕組み）がユーザーにとって不透明であり、その不透明性がビジネスモデルの必須条件の 1 つとすらなっている。さらに協同組合が利益を（一定に制限された割合で）組合員に配分するのに対し、プラットフォーム企業の莫大な利益は株主に独占され、ユーザーには一切配分されない。かくして「プラットフォーム協同組合」は、協同組合とプラットフォーム事業の構造的な類似を踏まえつつ、所有・ガバナンス・利益配分における主権を経済活動やコミュニケーションの主体者（組合員＝ユーザー）に還元するものである。

このプラットフォーム協同組合について、ICA は早い時期から議論を行ってきた。2017 年のクアラルンプール総会ではデジタル・プラットフォームを協同組合方式で所有・運営する取り組みを支持する「プラットフォーム協同組合」と題した決議が提案され、承認された。さらに 2019 年、「ICA とプラットフォーム協同組合：ICA がプラットフォーム協同組合推進戦略を支援するための選択肢」と題した報告書を作成し、先進的事例や ICA が採るべき戦略等を幅広く検討している¹¹。日本でも 2019 年 9 月、ショルツを基調講演者として迎えたシンポジウム「プラットフォーム協同組合主義とはなにか？～デジタル経済における協同組合の可能性を探る」が日本協同組合連携機構（JCA）の主催で開催された¹²。

また国際労働機関（ILO）もプラットフォーム協同組合に早くから注目している。2017 年 3 月、ILO 協同組合ユニットは 2019 年の ILO 創設 100 周年に向けた報告書を発表し、「変わりゆく仕事の世界」において協同組合の意義が見直されていることを強調した。とりわけギグ・エコノミーや新自由主義的労働政策の拡大により健全な労働環境が脅かされている現状において、プラットフォーム協同組合やワーカーズコープ（労働者協同組合）が労働者の権利を保護するために果たす役割を高く評価している¹³。さらに市民社会においても、市民の「データ主権」の保護を政府に要請するだけでなく、市民（を主体とする協同組合）自らがデジタル・プラットフォームを所有・運営する取り組みへの支持が

¹⁰ シュナイダー（2018/2020）220～221 頁。

¹¹ ICA “The International Co-operative Alliance and Platform Co-ops: Options for the ICA to support platform co-ops in its forward strategy”（2019）参照。報告書は Cooperatives UK のエド・メイヨ事務局長（当時）によって執筆され、ショルツやシュナイダーも協力している。本分野に関する ICA の文書としては現時点で最もまとまったもの。

¹² シンポジウムの内容は JCA 『研究 REPORT』No.19（2020 年 12 月）に詳しい。

¹³ 「ILO100 周年記念イニシアチブ「仕事の未来」6 論点資料・シリーズ」（2017）3 頁。

広がりつつある¹⁴。

とりわけ新型コロナウイルスのパンデミックによりテレワークやオンライン・ショッピング、ウェブ会議等が爆発的に増え、プラットフォーム企業の利益はかつてないほど増大している。これに対して、プラットフォーム協同組合に対する注目も一層高まっており、実際にプラットフォーム協同組合の設立を目指すオンライン講座「Platform Cooperatives Now!」は世界各国から多くの受講生を集めている¹⁵。

4. プラットフォーム協同組合の事例

現在世界 26 カ国、96 の都市で約 350 のプラットフォーム協同組合関連プロジェクトが展開していると言われている¹⁶。例えば 2015 年、米国コロラド州・デンバーで約 800 名のタクシー運転手が全米通信労働組合（Communication Workers of America/CWA）7777 支部の支援のもとに「Green Taxi Cooperative」を設立した。37 カ国からの移民労働者を含む運転手達は各自 2,000 ドルを出資し、独自の配車アプリを開発して Uber に対抗して、当地のタクシー市場で約 3 分の 1 のシェアを維持している¹⁷。

「UP and GO」はニューヨーク・ブルックリンを中心に活動するハウスクリーニング労働者（南米等からの中高年移民女性が大半を占める）により協同組合方式で運営されている。2017 年からハウスクリーニング労働者と顧客をオンラインで繋げるマッチングサービスの提供を開始。営利企業の同業他社の場合は 20%から 50%の仲介手数料を徴収されるのに対して、たった 5%の手数料で単価交渉を含めた契約に関わる業務を一元的に引き受けている。これによりハウスクリーニング労働者は契約等に関わる煩雑な業務から解放され、収入も大幅に向上し、さらにパワハラ・セクハラ等の顧客とのトラブルも減少した。米国社会でも最も弱い立場に置かれがちな中高年移民女性をエンパワーメントするプラットフォーム協同組合として注目を集めている¹⁸。

1998 年にベルギーで設立された「Smart」もフリーランスのアーティストやクリエイターと顧客をオンラインで繋ぐマッチングサービスを提供している。そのサービスには情報提供から研修、法律相談、コワーキングスペースの提供、オンライン請求書ツール等が含まれる。さらに「Smart」は、フリーランスの労働者を組合員として雇用した上で契約先へ送り出すため、組合員には失業保険をはじめとす

¹⁴ 2019 年、日本での G20 サミット開催に合わせてエンゲージメント・グループの 1 つとして市民社会（NPO、NGO 等）による「C（Civil）20」が開催された。この C20 に協同組合から日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会が参加し、プラットフォーム協同組合について報告。これを受けて C20 の政策提言書に「Platform Cooperatives」（日本語訳では「共同プラットフォーム」）の文言が取り入れられた。この政策提言書は日本政府を通じて G20 各国政府に提出された。

¹⁵ 本講座はショルツと CICOPA（産業労働者・熟練工業者・サービス生産者協同組合国際機構。ICA の分野別組織の 1 つで、世界のワーカーズコープの代表機関）の協力により、ニュースクール大学とモンドラゴン大学の共催で実施されている。モンドラゴン大学は、スペイン・バスク州を拠点に活動する世界最大のワーカーズコープ「モンドラゴン協同組合」が運営する教育・研究機関の 1 つ。講座は 2020 年に 2 回開講され（6 月～7 月、10 月～11 月）、日本を含む 55 カ国から 828 人が受講した。現在 3 回目が開講中（～2021 年 12 月）。<https://www.mondragon.edu/cursos/en/topics/strategy-entrepreneurship-and-innovation/platforms-cooperatives-now>。

¹⁶ 2019 年時点。JCA（2020）10 頁。

¹⁷ <https://www.thenation.com/article/archive/denver-taxi-drivers-are-turning-ubers-disruption-on-its-head/>。

¹⁸ <https://www.upandgo.coop/>。

る各種の労働者保護が適用される。かくして「Smart」は取引先との関係において弱い立場に置かれがちなフリーランス労働者を保護する取り組みとして急速に成長し、現在では EU 内の 9 カ国・40 以上の都市で約 35,000 人の組合員にサービスを提供しており、例えばオーストリアでは市民権を得るための一助とさえなっている¹⁹。

2013 年にカナダ・ビクトリア州で設立された「Stocksy United」もよく知られている。これはオンラインで写真や映像を販売するプラットフォーム協同組合で、世界 47 カ国・約 1000 名の写真家・映像作家の作品を手頃な価格で提供しつつ、アーティストにも公正な対価の支払いを実現し、2018 年には 1,300 万ドルを超える売上を記録した。アーティスト・従業員・「顧問」によるマルチステークホルダー協同組合として運営されている²⁰。「resonate」は音楽ストリーミング配信の協同組合。楽曲を提供するミュージシャン・リスナー・開発者及び従業員が共同で所有するマルチステークホルダー協同組合で、議決権をミュージシャンに 45%、リスナーに 35%、開発者及び従業員に 20%ずつ配分している。「Spotify」等の競合他社に比して、ミュージシャンに約 2.5 倍もの楽曲料の支払いを実現している²¹。

「fairbnb.coop」が Airbnb に対抗する民泊マッチングサービスの協同組合であることは名称からも容易に理解されるだろう。2016 年からベネチア・ボローニャ・アムステルダムでサービスを開始し、現在ではイタリア・オランダ・スペイン・ドイツ・フランス等の主要な観光都市に広がっている。部屋の貸し手（ホスト）と旅行者（ゲスト）を組合員とし、15%の仲介手数料の半分を運営費にあて、残りの半分は現地コミュニティを支援するプロジェクトに使われる。いわゆる「オーバーツーリズム」や観光地化・再開発による地域住民の排除（ジェントリフィケーション）に対抗し、「Community Powered Tourism」を掲げている²²。「fairmondo」は 2012 年にドイツで設立されたフェアトレードのオンラインマーケットプレイス。ユーザーと従業員が所有するマルチステークホルダー協同組合で、すでに 2,000 人以上の組合員が 10 ユーロ（最低出資額）から 10,000 ユーロを出資し、例えば書籍部門では 200 万点以上の商品を取り扱っている²³。

「MIDATA」は 2015 年にスイスで設立された非営利組織（協同組合）。市民が組合員となり、自身の医療情報を Web 上に安全に保管し、スマートフォンのアプリ等を通じて簡単に医師等に提出できるオンラインデータベースを提供している。運営費は組合員の許可を得た上で医療情報を医学研究に提供することでまかなわれている。組合員（市民）が自らの医療情報について「データ主権」を発揮するとともに、医学研究に貢献することも可能にしている²⁴。「Equal Care Coop」は 2018 年にイギリスで設立された協同組合で、高齢者介護等のケアサービスの利用者とケアワーカーをオンラインで繋ぐマッチングサービスを提供している。各地域コミュニティにおいて利用者と有償のケアワーカー、さらに無償のボランティアを組織化し、地域コミュニティ全体で利用者を支える柔軟なシステムの構築を目指している。利用者、ケアワーカー（ボランティア含む）、利用者の家族や友人、さらに「投資組合員」からなるマルチステークホルダー協同組合であり、4 者間で議決権の配分等を調整しながら運営され

¹⁹ <https://smart.coop/>、JCA（2020）11 頁。

²⁰ JCA（2020）11 頁、シュナイダー（2018/2020）223～224 頁。

²¹ <https://resonate.is/>。

²² <https://fairbnb.coop/how-it-works/>。

²³ <https://www.fairmondo.de/>。

²⁴ <https://www.midata.coop/en/home/>。

ている²⁵。

5. プラットフォーム協同組合と協同組合のアイデンティティ/シンギュラリティ

かくしてプラットフォーム協同組合は、現時点では少数に止まるものの、世界各地で着実に増加しつつあり、ますます注目を集めている。それ自体がごく最近現れた新しい取り組みであることから、プラットフォーム協同組合にも様々な類型があることは、上記の諸事例からも明らかだろう。

ショルツや ILO がギグ・エコノミーや新自由主義的労働政策の拡大から「労働者」を保護するためにプラットフォーム協同組合を奨励していることはすでに述べた。実際に「Green Taxi Cooperative」「UP and GO」「Smart」「Stocksy United」等は労働者や生産者を中心とするプラットフォーム協同組合であり、労働者協同組合（ないしは事業協同組合）の 1 つの類型と言えるだろう。これらはデジタル・プラットフォームの活用を通じて公正な労働対価の支払い、労働者保護の適用、雇用の安定性の確保（倒産率や離職率の低さ）等の実現を目的としている。日本では 2020 年 12 月に労働者協同組合法が制定されたことにより（2022 年 10 月施行）、こうしたワーカーズコープ型プラットフォーム協同組合を設立する法的条件がようやく整備されたところである。

しかしながら、プラットフォーム協同組合のポテンシャルを十全に発揮するためには、労働者や生産者だけでなく消費者も組合員とするマルチステークホルダー型協同組合として運営される必要がある。「resonate」はミュージシャンに公正な対価を支払うとともに、リスナーには高品質の楽曲を適正な価格で提供し、異なるカテゴリーの組合員に同時に貢献している。「fairmondo」「fairbnb.coop」「Equal Care Coop」等もマルチステークホルダー型協同組合として運営されていることは上述の通り。ワーカーズコープ型プラットフォーム協同組合も、議決権等を調整しつつ「顧客」（例えばタクシーの乗客）も同じ組合員として組織化することができれば、協同組合としての「強み」をさらに発揮できるだろう。遅ればせながら労働者協同組合法が制定されたばかりの日本では、このマルチステークホルダー型協同組合を可能とする法・制度を整備するにはまだ長い時間がかかるだろう。であるとすれば、既存の農協やワーカーズコープと生協の仕組みを組み合わせることにより、実質的にマルチステークホルダー型の運営を実現するプラットフォーム協同組合の可能性が模索されるべきかもしれない。

ただし、上記の欧米での先進事例にしても、それらが現在進行形の取り組みであるからこそ、協同組合としての所有や民主的ガバナンス、公正な利益配分等において様々な諸課題は残されていると思われる。例えば全世界にカテゴリーが異なる組合員が散在するマルチステークホルダー型協同組合の場合、いかに「一人一票」の直接民主主義を実現し、意志決定等への積極的な参加や利益配分の平等性を担保し続けることができるだろうか。今後のさらなる「実験」と調査研究が待たれるところである。

他方で、プラットフォーム協同組合にはいくつかの本質的な課題がすでに見出されることも事実である。例えばプラットフォーム事業が「ネットワーク効果」に依存し、独占に向かう傾向を不可避とすることはすでに述べた。それは「勝者総取り」を生命線とし、（少なくとも理論上は）世界の全ての人々をユーザーにせんとする志向性を持つ。プラットフォーム協同組合も、この独占に向かうプラットフォーム事業の本質的傾向から免れ得ない。しかし、それはメンバーシップ組織という協同組合の本質的な特徴と矛盾を来すだろう。仮にある市場や社会を構成する人々の全てが組合員になるとして、

²⁵ <https://www.equalcare.coop/>.

その団体をもって引き続き「協同組合」と呼べるだろうか。

この問題はプラットフォーム協同組合と地域社会との関係においても変奏して現れる。「fairbnb.coop」や「Equal Care Coop」が地域社会との関りを重要視していることはすでに述べた。ICA 原則の第7原則が協同組合による地域コミュニティの「持続可能な発展」への貢献を掲げていることも周知の通りである。世界各国にはすでに「コミュニティ協同組合」と呼ばれる取り組みや、エネルギーや上下水道から公営住宅等までを含む公共サービスの運営に携わる協同組合も数多く存在する。さらにインターネットやデジタル・プラットフォームそれ自体を土地・水・エネルギー等と同じ「コモンズ」（「社会的共通資本」）と見なし、市民が協同組合を通じて共同で所有し、民主的に管理すべきとも言われる²⁶。デジタル経済やプラットフォーム事業が独占を不可避とするからこそ、その独占の完成を資本主義の最終形態と捉え、一部企業や国家による独占ではなく、市民による協同組合を通じた共同所有と民主的管理を基盤とする「ポスト資本主義」への転機を見出す議論もある²⁷。

実際、プラットフォーム資本主義（監視資本主義）と権威主義国家の結託に対抗し、プラットフォーム協同組合と「ミュニシパリズム」（municipalism）、すなわち地方自治における住民参加型直接民主主義を強化する「地域主義・自治主義」を組み合わせ、「デジタル民主主義」の実践を目指す取り組みも現われつつある。例えばバルセロナ市は Microsoft 製品を市の情報システムから排除し、公共調達契約に市民の「データ主権」条項を取り入れ、「プラットフォーム協同組合などのオルタナティブなシェアリング経済を強化するために、データ・コモンズに基づく次世代型の共同体プラットフォーム（collective platforms）に関する実験を行っている。そこでは、市民は自分たちのデータを所有・管理し、労働者や市民の権利は尊重される」²⁸。バルセロナ市と同様に「ミュニシパリズム」を掲げる自治体は「恐れ知らずの都市」（fearless cities）と呼ばれ、そのネットワークは欧米を中心に約 80 の都市に広がっており²⁹、プラットフォーム協同組合やワーカーズコープを自治体の施策に取り入れた先駆的な試みが始まっている³⁰。ここにこそ、プラットフォーム協同組合（とワーカーズコープ）を最先端とする協同組合運動のフロントラインがあるだろう。

しかしながら、デジタル・プラットフォームを含む「コモンズ」を共同で所有・管理する協同組合や、自治体の施策に取り入れられた協同組合は、当該の社会や自治体の「公益」に資することを目的とし、それは組合員の「共益」の増進を目指す協同組合の本質的な特徴と矛盾を来すのではないだろうか。自治体や地域コミュニティの全住民を組合員とし、その「公益」の実現を担う団体は、すでに「協同組合」ではなく自治体そのもの、ないしは何らかの公共団体とされるだろう。

顧みれば、1995年にICA原則に第7原則が加えられた時点で、協同組合のアイデンティティを組合員の「共益」の増進を目指すメンバーシップ組織という特徴に見出すか、地域コミュニティ全体の「持続可能な発展」という「公益」の実現を目指す方向に見出すべきか、問題はすでに設定されていた。近年の国際協同組合運動が「誰ひとり取り残されない」社会の実現を目指すSDGsに本格的に取り

²⁶ 日本では斎藤幸平『人新世の「資本論」』（集英社新書、2020年）が典型例。

²⁷ リフキン（2014/2015）やポール・メイソン『ポストキャピタリズム 資本主義以後の世界』（東洋経済新報社、2017年【原著2015年】）が代表例。

²⁸ フランセスカ・ブリア「データ・ニューディール」、マクドネル編（2018/2021）301～318頁。

²⁹ <https://www.fearlesscities.com/>。

³⁰ シュナイダー（2018/2020）243頁、ジョー・ギナン他「新しい経済における民主的所有形態」、マシュー・ブラウン他「新しい地域経済システム 英国と米国を例に」、マクドネル編（2018/2021）211～264頁。

組み、「社会的連帯経済」の一翼にも自らを位置付けていることからすれば、後者の方向性に進みつつあるのかも知れない³¹。日本の労働者協同組合法も、その第1条「目的」に「持続可能で活力ある地域社会の実現」という「公益」を掲げている。協同組合のアイデンティティが引き続き「共益」の増進にあるとするならば、「公益」の実現という要素を協同組合にとってのある種の「シンギュラリティ」（技術的特異点）、すなわち協同組合が従来の能力を超えて大きく変化していく転換点と見なすこともできるかも知れない。この意味で、プラットフォーム協同組合は協同組合のアイデンティティ／シンギュラリティに本質的な問いを投げかけている。

³¹ 2019年6月24日、ICAはILOとの協定（“Memorandum of Understanding between the ILO and the ICA”）を更新し、国連「社会的連帯経済に関する機関横断タスクフォース」（UNTFSSSE）をはじめとする社会的連帯経済の促進における連携を強調した。さらに2020年7月、ICA理事会はポジション・ペーパー「社会的連帯経済の主要な構成要素としての協同組合」（“Cooperatives as a Key Constituent of the Social and Solidarity Economy (SSE)”）を採択し、協同組合を社会的連帯経済の一翼に改めて位置付けている。

第3報告

新型コロナ災害 押し寄せる生活の危機

—支援現場からの報告—

瀬戸 大作

(反貧困ネットワーク)

〈第3報告〉新型コロナ災害 押し寄せる生活の危機—支援現場からの報告—

瀬戸 大作（反貧困ネットワーク／新型コロナ災害緊急アクション）

新型コロナ災害緊急アクションは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、拡大する貧困問題を共同して解決するために、私が事務局長を担う反貧困ネットワークが呼びかけして、昨年3月24日に設立、41団体の参画で活動を進めている。

「緊急ささえあい基金」を昨年4月16日にスタートさせた。現段階で、市民からのカンパで約1億2千万円が集まり、6千万円以上を給付している。コロナ禍で仕事を失ったり、ライフラインが止まるなどの問題がみられるなか、2015年に生活困窮者自立支援制度が始まり、相談支援機関はたくさんあっても、金銭的な援助を得られる場は限られおり、その活用も制限されている、相談支援機関はたくさんできたが、経済的援助手段はなかなかない。社協が窓口となっている生活福祉基金も、実際には活用しづらい。公的な貸付制度でも救えないコロナ災害の受け皿として、「緊急ささえあい基金」から給付支援をおこなって、いのちをつないでいる。

【現在の深刻な状況】

以降、1年半以上、ほぼ休む事がなく路上からのSOSに向き合う日々が続けています、所持金が100円しかない。「このままでは死んでしまう。死のうと考えた。」SOSの現場に駆けつけて、その後の生活保護申請同行とアパート入居までの支援をおこなっている。

夏を迎えての相談内容が、緊急アクションの相談チームを始めた昨年春と比べて明らかに違ってきている。年代層も20代の相談が大幅に増加、相談件数のここ数日は若い女性からのSOSも急増している。昼間の仕事も生活できない程の低賃金と雇止め、風俗のみが受け入れ先となっているが、繰り返される緊急事態宣言が直撃している。今日だけでも相談が連続した。一方で、路上や公園のベンチに座り込んでいる女性も増えていて「どうしたらいいか教えてほしい」と通りかかった市民からの連絡も増えている。「悲しすぎる程の底が抜けた社会」に僕らは生きている。

【複合的な困難】

「最近の相談事例によると、相談者のそれぞれの「生きづらさ」の要因や抱えている課題は多様で複合的である。例えば、知的、発達障害やうつ症状といった障害や病気を抱えている相談者、家計管理に難を抱えた相談者、精神的困難と経済的困難を抱えて、心をやられてしまった若い世代が増えている。幼少期から、いじめや虐待による対人不信等の両方を抱えていたり、多くの親がひとり親、低収入、親自身が、ひとりでの子育て、虐待、同時に複数の課題を抱えて生活していた。その子どもたちが多くの課題を抱えながら、大人になり、就けた仕事は非正規しかなく、コロナ禍により路上にでている事例が多い。」そこまで追い込んだのは「助けて！」と言える友人や相談機関がなかった事、そして、やり切れない程の孤独だ。コロナが感染したから貧困になったのではない。以前から「助けてと言えない社会」「どうしようもない孤独な社会」だった。多くの相談者が言う。「たまらなく寂しかったんです。」このように「助けてといえない」状況に何故、至ってしまったのか、困っている時に福祉の窓口に行った時に「若いのだから生活保護は利用できない。」「ギリギリまで落ちたら相談に来て

ください。」「施設入所が生活保護受理の条件です。」福祉事務所から、冷たく追い返される事が日常的に起きている。単なる生活保護申請同行からアパート入居の支援スキームでは済まない状況となっている。通院同行、社会生活訓練、就労ケア、孤立化させない、引き続きの伴走が必要となっている。

【生活保護につなげてアパート入居できたら終わり、じゃない】

「生活保護につなげてアパート入居できたら終わり、じゃない」今はコロナの影響で仕事も見付かりにくい。アパートに入っても人との関わりがないために孤立を深めてしまい、突然連絡が取れなくなる相談者が増えている。支援している相談者からの嘆きが相次いで届く。電話でもメールでも届く。共通していることは独りぼっちのアパートやビジネスホテルで「死にたくなるような寂しさ」1週間、誰とも会話していない。以前のように仕事が見つからず、友だちもいない。部屋の天井を見上げるだけなのだ。僕らが思っているより、若い人たちの抱えている困難は深刻。もう一度仕事に就くにしても、ブラック企業で使い捨てのように働かされてきた人たちを、そこにまた戻すのかという問題もある。

【多くの相談者が生活保護利用を躊躇する】

新型コロナ災害緊急アクションでは、2020年4月からホームページに相談フォームを設けている。そこに、現在いる場所、所持金、携帯電話の有無、生活保護を受けたいか、支援して欲しいことは何か、今後の生活についてなどを書きこんでもらい、対応を開始する。

私たちの元に届く相談者の80%は住まいを喪失している人々だ。2002年の小泉・竹中構造改革によって、派遣労働と非正規雇用を増やし、彼ら彼女らを低賃金で不安定な立場に押し込んだ。働く人の4割が非正規雇用で、非正規雇用で働く人の平均年収は179万円。男性は236万円、女性非正規に限ると154万円、貯蓄ゼロは単身世帯で38%、ネットカフェで暮らす人々の平均の月収は11.4万円。アパート等の入居に必要な初期費用（敷金等）をなかなか貯蓄できずに「ネットカフェ難民」になってしまった人たちの存在、飲食店や派遣会社の寮から退去されられた人々のSOSも多い。多くの人が「寮つき派遣」しか選択肢がないと考え、応募するが、仕事が極端に少ない上に、携帯電話が止まり、さらに仕事探しが困難になる。職探しの際にわずかな貯金が尽きてしまっている。

生活保護を申請したいという相談者は半数に満たない。生活保護の申請希望が少ないのには、4つ理由がある。

①生活保護制度を知らない→20代に多い。困った時に使える制度を知らない。

②生活保護への嫌悪感→生活保護は若者が利用できないと思っていたし、利用する事は恥ずかしい事だとの風潮、車や資産も奪われ、扶養照会など家族にも知られ、生活保護を受けるなら死んだほうがマシだ、とはっきりおっしゃるかたもいる。これは「生活保護バッシング」と「生活保護費減額」などをすすめてきた政治の責任は大きい。

③福祉事務所で生活保護の相談をしたが追い返された。→「若いのだから働きなさい」「借金がある場合は利用できない」「親族に援助してもらいなさい」「車や資産がある場合は利用できない」居所がない相談者に「ここに住民票がない場合は申請できない」追い返し事例は改善されずに今日に至っている。

④無料低額宿泊所や自立支援施設に入所する事を約束しないと生活保護申請を受理できない。→多くの福祉事務所において、無料低額宿泊所、自立支援施設入所を生保申請受理の条件とされ、路上

に居ただけで、「生活保護申請者に対する疑い」「偏見」が差別的な運用につながりアパート転宅が阻まれる状況が頻発している。福祉事務所は、「現在の感染拡大があるので、無低も個室で案内している」というが、実際は失踪者からの告発の声が相次いでいる。無低では入所から暫くは集団部屋、更生施設でも懲罰的な相部屋生活を強いられている。問題なのは、無低の入所を勧める側の福祉事務所が、無低の集団生活の規則を十分に把握していない事だ。①施設料が 10 万円超え、②食事は 17 時から 18 時までで食べなくても徴収、③風呂は 17 時から 20 時まで、④門限 21 時まで、自由を剥奪された規則、ケースワーカーは一度も無低施設を見学した事もない。

私が強調したいのは、各区市の福祉事務所の間では受けられる支援の格差が存在すること、東京都が提供している協議済みホテルの部屋を提供しているのは、実際には都内の 3 分の 1 ほどしかない。都として支援の枠組みを用意していても、実際には使うことなく、無料低額宿泊所や自立支援施設しか選択肢を示さない違法な対応を行う自治体が大半だ。この実態を東京都が把握する事、無低の実態把握を早急におこなってほしい。一方で今日の福祉事務所のような対応をしてくれる福祉事務所も多くある。1 年半近くのコロナ禍での生保申請同行で、関係性を形成してきた。酷い職員も多いかもしれないけれど、頑張っている職員の存在もみてきた。Facebook で良い対応をしてくれる福祉事務所名を紹介できない事は寂しい。良い対応をしてくれる福祉事務所に住まいを喪失した相談者が集中して職員が疲弊、酷い対応をする福祉事務所には誰も近寄らなくなるからだ。しかし、私たちは良い福祉事務所だけでなく、酷いと思われる多くの福祉事務所にも通うようにしている。そのような福祉事務所の中でも頑張ってくれている職員と出会えた事も最近多いからだ。関係づくりを丁寧におこない福祉事務所全体の対応改善を、時間がかかっても、働きかけていきたいと考えている。働く場や居場所を協同の仲間たちと作っていきたい。

【コロナ禍が浮き彫りにした移民外国人の「平等性」からの排除と差別】

「緊急ささえあい基金」からの外国人給付金、仮放免者など住民登録のない人たちが特別定額給付金の対象外になったこともきっかけだった。仮放免者は、有効な在留資格がなく、入国管理施設（収容所）に収容されたものの一時的に解放されている者を言う。仮放免後は原則、就労が禁止され、また住民登録もできないため公的な福祉制度は利用できない。そのため仮放免者は、家族・親族、コミュニティ、支援団体、宗教施設などに頼って生活することになる。だが、コロナ禍の中で、それまで頼ってきた家族やコミュニティのメンバーも失業したり生活が立ちいかなくなっている例が少なくない。また教会もミサがなくなり献金が集まらなくなり、彼らの生活を支えることが難しくなっていた。

もともと過酷な生活を送ってきた仮放免者はより追い込まれた状況に直面している。ガスや電気が止められ、食料もままならない、家賃が払えず追い出しの危機にあっているなどの声が寄せられている。加えて仮放免者は、数年に上る収容生活の中で、健康状態に問題を抱えている人も多い。しかし、健康保険が使えないため診療を抑制し、さらに体調が悪化するという悪循環も生じている。まさに「医・食・住」という生きるために不可欠なものが脅かされている状況である。外国人の給付支援対象者の半数以上が公的支援も受けることができない就労も許可されない在留資格と仮放免、全ての生活を支援者に頼らざるをえないことが明らかになった。仮放免、短期滞在の外国人は公的保険に加入することができない。自己負担で医療を受ける場合、1 割負担でも高額だが、3 割や 4 割負担を請求される場合も少なくない。最後の命綱が無料低額診療になる。しかし、無料低額診療は、実施する医療

機関の裁量によるため、受診を拒否される外国人もいる。実施する民間の医療機関には支えきれない。相談会に来た外国人の相談の多くは健康問題、国籍・在留資格にかかわらず医療サービスを受けられる仕組みが求められている。

2020年5月に、家賃が払えなくなり家から追い出されて公園で寝泊まりしていた中国人の仮放免者Pさんは、背後から鈍器で頭を殴られて気を失い、救急車で病院に運ばれた。翌日、意識が戻ると、頭がい骨が陥没し、右足が麻痺していた。しかし病院は、仮放免で医療費が払えないとわかると、動けないPさんを車椅子に乗せて、病院の車で、野宿していたもとの公園に連れていき、ベンチに放置した。その後Pさんは、数日間、近所の人ができる食べ物で空腹をしのぎながら、自分で足をマッサージして何とか歩けるようになり、その後、「反貧困ネットワーク」のシェルターに入所していのちをつないでいる。

【希望は協同と連帯】

新自由主義の中で使い捨てのようにされ、コロナで仕事を切られたら住まいまで追い出される。もう一度仕事に就くにしても、ブラック企業で使い捨てのように働かされてきた人たちを、そこにまた戻すのかという問題もある。そのような働き方じゃなくて、みんなで支え合って働ける場作りが必要だ。すぐには働けない人もいるから、それぞれの事情に合わせた働く場や居場所を協同の仲間たちと作っていきたい希望をつなぐのが「協同」のつながりだと思う。「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）」に協力を仰ぎ、緊急アクションにつながった相談者を対象にした「しごと探し・しごとづくり相談交流会」をこれまでに3回開催している。ワーカーズコープで既に就労開始している相談者もいる。「女子会」や「当事者主体の自助グループ」含め今後も相談交流会を継続していく予定だ。

「反貧困ネットワーク」では、荒川区の企業組合あうんが中心となって設立した「一般社団法人あじいる」と地域連携をはじめた。「アジール (asile)」はフランス語で「自由領域」「避難所」「無縁所」という意味。さまざまな縁と切り離された人々が、ここで新しい縁を築き上げよう。もう一度仲間と共に胸を張って生きる場を作っていこう。そんな思いでつながった仲間たちと立ち上げた団体だという。「反貧困ネットワーク」が運営するシェルター「ささえあいハウス」は山谷泪橋に設置、多くの住人が公的支援も受けることもできず、住まいからも追い出されている外国人を中心とした緊急宿泊先として位置づけた。住人である外国人の一人一人が深刻な困難を抱えている。共通していることは、「医療」「経済的困窮」「孤独」「在留資格」単なる住居提供では困難は解決できないことが身を持って体験、「反貧困ネットワーク」だけでは問題解決できない。医療では地域にある「山友会クリニック」「隅田川医療相談会」と連携して、日本の公的医療から排除されてきた彼らを「あじいる」の皆さんと一緒に地域の病院に連れて行き、見守っていただいている。「住まい」「医療」「食」「寄り場」を地域の住民連帯で、つくりだすために、今後、月1回のペースで「合同会議」を開催して具体化していく。外国人だけでなく、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業」にも着手している。外国人支援団体である「北関東医療相談会」「移住連」「クルドを知る会」との四団体連携で医療・シェルター・生活相談の連帯事業の取り組みも始めている。

個別論題報告 要旨

協同組合図書資料センターの諸活動とその意義

—現在の資料移管状況とあわせて—

水島和哉・仙田徹志・石田正昭

(京都大学)

協同組合図書資料センターは、農協法公布 30 周年記念事業のひとつとして、農協（全中および各都道府県中央会）、全漁連、日本生協連など協同組合関連組織の出資により設置された資料保存公開施設である。東京都町田市の中央協同組合学園（現・JA 全国教育センター）敷地内に建設され、1979 年 4 月に業務を開始した。

各出資組織からの寄贈・寄託図書、産業組合中央会由来の日本農業文庫を中心とした図書・雑誌の他、各地の農協からの寄贈資料、那須皓、本位田祥男、荷見安など農政、協同組合運動に関わった人物の蔵書、文書などのアーカイブズを収蔵し、研究者を中心に利用されてきた。1984 年以降、全中の単独運営となり、全中自身の組織文書の保管先として、組織アーカイブズの側面ももつことになった。また、『協同組合関係図書資料情報』『協同組合および農協に関する文献の目録』といった文献情報の提供や、産業組合史関連の資料復刻などの拠点ともなってきた。こうした諸活動は 1990 年代まで続いていたが、中心となっていた司書の古桑實氏（本学会理事などを歴任）が退職した 2000 年代以降は、次第に終息していった。

その後、JA 全国教育センターを含む一帯が東京都の公園計画地となり移転が求められた。図書資料センターも移転が模索され、資料の再整理も開始されたが、2019 年 7 月末に閉館となり、建物は解体された。所蔵資料は運営主体の JA 全中が保管するもののほか、日本農業文庫が農水省図書館、主要な個人資料が国文学研究資料館といったように分散していくつかの機関に移管されたが、図書・雑誌だけでなく JA 全中作成文書を含む膨大な資料が廃棄の対象となった。

この資料大量廃棄の情報に接して、農業史、協同組合論を中心とする研究者で研究会が組織され、廃棄対象資料の一部、ダンボール約 1,500 箱分を選別、2019 年度より JA 全中の協力のもと、科研費（基盤研究（B）「戦後農政の展開過程と農業協同組合：全中所蔵資料の検討を通じて」研究代表者：石田正昭）も得て整理作業を開始した。これまでの整理作業で、戦後農協設立以来の農政、農協に関わる広範囲の貴重な資料であることが判明したが、最終的な移管先が確保できておらず、2021 年 3 月には本学会と日本農業史学会の連名で、農業経済学関連学会協議会加盟学会・会員あてに情報提供の呼びかけを行うなど、移管先の確保に向けた取組が続いている。

本資料群については、2021 年 3 月の日本農業史学会研究報告会シンポジウムにおいて、資料移管の状況と科研整理資料の概要を報告しているが、本報告では、協同組合図書資料センターの資料収集、文献情報整備などの諸活動を重点的に概観し、協同組合研究への貢献、意義について考察を行いたい。また資料移管についての最新状況を報告し、関連資料の保存・活用を喚起したい。

協同の新たな結集軸として「流域連携」への着眼
ー矢作川流域にみる「流域意識」とSDGsとの親和性の考察からー

河原林 孝由基

(榊農林中金総合研究所)

矢作川は長野県に源を發し南西方向に長野・岐阜・愛知県の3県にまたがって流れ、豊田市の中心部を貫いて三河湾に注ぐ一級河川である。流域内には人口130万人を抱え、その標高差から様々な気候・植生のもと多様な生態系があり、農山村から工業都市まで様々な人の営みがある。過去に流域開発による環境劣化が進んだ時期もあったが、沿岸の農業・漁業団体や自治体によって1969年に設立された「矢作川沿岸水質保全対策協議会」の取組みに代表されるように『流域は一つ、運命共同体』を合言葉に、水質保全と上下流の連携など環境保全活動に取り組んできた長い歴史があり、今では流域全体で住民による多様な交流へと環境活動は展開している。

矢作川には全国でも珍しい流域を対象とする研究機関がある。河川管理の先進地ドイツに学び、『一つの川に一つの研究所』が必要との機運が高まり、1994年に矢作川漁業協同組合・枝下用水土地改良区（現豊田土地改良区）・豊田市による第三セクター方式で「豊田市矢作川研究所」が誕生した（現在は豊田市の行政組織に編入）。2010年には同研究所も参画して国土交通省豊橋河川事務所のイニシアティブのもと、持続可能な流域圏のあり方を模索し流域全体の発展につなげることをめざす民・学・官連携組織「矢作川流域圏懇談会」が立ち上がった。地域の課題を抽出しその解決の糸口となるべく、13年度からは流域で地域振興に携わる団体を取材し、多様な主体によるネットワークづくりを支援する「山村再生担い手／流域圏担い手づくり事例集」を都合6冊刊行している。取材先はのべ119団体、いずれの取材先も流域内でヒト・モノ・カネがフェア（公正）に循環し、食・エネルギー・水・医療・教育・安心安全の自治が進むことを企図して事例をピックアップしており、事例集づくりを通して“気づき”を促し、新たな交流や企画も生まれるなど、さらなる広がりをみせている。

事例集に掲載されたのべ119に及ぶ団体の活動内容を振り返ると、その多くが国連の掲げるSDGs（持続可能な開発目標）に符合している。森・川を中心とした取組みは直接的には目標15の「陸の豊かさを守ろう」に合致する。それだけでなく、健康な生活、教育、クリーンなエネルギー、働きがいのある雇用、インフラ・基盤の整備、住環境、責任ある生産と消費、気候変動への対処（目標3,4,7,8,9,11,12,13）などにも貢献していることが分かる。それを流域内の多様な主体によるパートナーシップ（目標17）により実現している。地域には様々なステークホルダーが存在するが、それぞれで活動しては必ずしも地域全体の課題解決につながらない場面がでてきている。矢作川流域では『流域は一つ、運命共同体』を合言葉に同じ流域で暮らすという住民の一体感つまり「流域意識」が、魅力的で活力ある地域づくりを可能にしている。

本報告では地域の結集軸として「流域連携」に着眼し、具体的な展開事例に流域での森林と地域の持続可能性に挑戦する「森の健康診断」（矢作川水系森林ボランティア協議会）と「木の駅プロジェクト」を参照しつつ、その今日的な重要性を提起し協同組合運動への示唆を得るものである。

1. 目的

わが国は急速な少子高齢化に伴う人口減少、都市への一極集中に直面しており、このことは地域経済社会の衰退や住民のつながりの希薄化、限界集落の発生といった諸問題を引き起こしている。進行する高齢社会の中で、厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを目標にしているが、過疎地においては、近い将来、地域自体が消滅する危険性も指摘されており（増田レポート,2014）、抜本的な対策が急務である。しかし、これまでのわが国における経済成長率や人口推計を踏まえると、経済成長や人口増加による諸問題の解決は難しい。

以上の問題意識から、本報告では、離島の過疎集落（鹿児島県大島郡大和村大柵集落）において、長く集落民の生活を支えてきた“住民所有”企業（株式会社大柵商店）に焦点を当て、これまで大柵商店が住民の協同性の維持にいかなる役割を果たし、また将来も果たし続けられるのかについて、他の組織形態や沖縄の共同店との比較を通じて明らかにする。

なお、沖縄における集落民共同出資・運営による購買事業を中心とした多機能型の商店は「共同店（共同売店）」と呼ばれ、協同組合の原型のひとつとされる。沖縄県国頭村字奥に現在も存続する奥共同店を起源として、現在も沖縄や鹿児島の離島に複数存続している（堂前ら:2020）。

2. 方法

筆者は2018年～2021年にわたって現地ならびにウェブ会議システムにて、大柵商店の経営陣や株主を始め計9名に半構造化インタビューを計3回実施した。

質問事項は、大和村や大柵集落の歴史や現状から、大柵商店の経営・財務状況、住民の商店の利用状況や愛着など多岐にわたった。さらに、村の経済や住民同士の社会関係、商店の成り立ちと関連付けながら大柵商店について明らかにすることを試みた。

3. 概要と今後の検討課題

調査からは、沖縄の共同店は法人格を持たない一方、奄美大島の大柵商店は株式会社として法人格を持ち、それは通常の株式会社とは異なる形で存続してきたこと、さらに株主は集落民に限定され、株式の譲渡も「親戚でありかつ集落内に居住する者」にのみ可能だとする株式譲渡制限の慣習が続いてきたことが明らかになった。これは大柵商店が「集落民の利益第一」に存続してきた要因であると解釈できた。また、保有する株の多寡に関わらず議決権は平等（1世帯1票）、配当も一定の制限がある点は、協同組合との共通性でもある。

しかし、人口流出や減少に伴う株主の減少、交通の利便性による都心部スーパーとの競合や、高齢化による経営の担い手不足、株主総会での権利行使がほとんど見られない現状からは、大柵商店が、集落民の協同性の象徴であることが薄れてきつつあることがいえる。かつて集落民の協同性の象徴であった大柵商店は、現在、商店経営への集落民の関わりや「集落民の利益第一」を体現する仕組みの形骸化といった課題に直面している。本報告では、大柵商店を通じた住民の協同性に焦点を当てながら、協同性を維持するための適切な組織形態の条件について検討する。

【報告要旨】

2020年6月にスタートした「特定地域づくり事業協同組合制度（以下、「本制度」）」は、人口急減地域における課題（年間を通じた仕事がないため、安定した雇用環境や一定の給与水準の確保が困難であること）に対応するため創設された制度である。

特定地域づくり事業協同組合は、「4月は農業、5～10月は飲食業、11～3月は酒造業」のように、組合員事業者の仕事を組み合わせることにより雇用を創出し、地域内外から地域づくり人材となる若者等を正規雇用したうえで、マルチワーカーとして派遣するものである。マルチワーカーという仕組みを使い、地方の人手不足と都市部の若者層の「仕事さえあれば地方で暮らしたい」というニーズのマッチングを図ることがねらいである。

本制度による特定地域づくり事業協同組合を設立した島根県の「海士町複業協同組合」は、職員（マルチワーカー）が、さまざまな事業所で勤務する複業により、個社を俯瞰して見るからこそできる「組合員である企業の魅力を発見することによる価値創出」や「組合員である企業どうしの繋がり」の発見による新事業創出」を目的としている。当組合では「働き方をデザインする」とのコンセプトを持ち、職員の経験や知識を踏まえた独自のミッションを築くことを模索しており、これまでの地域おこし協力隊制度で指摘された課題への新たなアプローチにもつながることが期待される。報告では、本制度の概要と海士町複業協同組合の事例をもとに、特定地域づくり事業協同組合の可能性と課題について考察する。

<構成>

1. 「特定地域づくり事業協同組合制度」創設の経緯と期待される効果
 - (1) 地域の課題解決のための「マルチワーカー」という奇策
 - (2) 「特定地域づくり推進法」の概要と当初期待された効果
 - (3) 海士町複業協同組合の概要
2. 地域おこし協力隊制度からの示唆
 - (1) 特定地域づくり事業協同組合制度と地域おこし協力隊制度の比較
 - (2) 地域おこし協力隊制度で指摘された課題と海士町複業協同組合の対応事例
3. まとめ—可能性と課題の考察

報告要旨：本報告では「多文化化が進む日本社会における協同組合の役割」を考察する枠組みを 2018-2020 年に地域と協同の研究センターで行った調査研究の成果を基に例示する。

(1) 日本には在日コリアンや中国帰国者、ニューカマーと呼ばれるアジアや南米の人達が定住、2000 年代には留学生 30 万人計画や技能実習制度により多くの若者が来日し、定住する人たちの子どもや孫世代が日本で生まれ生活している。外国籍住民は 2020 年 6 月末現在約 288 万人だが、日本国籍取得者を合わせると更に多くなる。2020 年 10 月国勢調査では日本人人口が減少する中で外国人を含む住民数は「過去最多」という自治体もある。

(2) 日本の多文化社会への移行は着実に進んでいるが、地域性が強く、その状況が全国的な共通認識になっているとは言い難い。東海の生協関係者の中でも海外ルーツの人々の生活や労働との関わりは意識されてこなかった。地域と協同の研究センターは「人口減少社会」が直面する課題の一つとして「外国にルーツをもつ人々との共生と協同組合の役割」を調査研究のテーマに設定し、多文化社会における協同組合の役割について考察してきた。

(3) 調査研究では 1) 生協及び関係組織にヒアリング調査を行い外国人雇用の現状と関係者の意識を把握 2) 「多文化共生と協同組合」懇談会を 10 回開催 3) 愛知県立大学地域連携センター・多文化共生研究所と共催で多文化社会(と協同組合の役割)に関する 6 回の連続セミナーを開催した。2) 3) により当事者を含む多様な背景を持つ人々と協同組合関係者が経験を共有し考察を深め、その内容は報告書にまとめ 2021 年 6 月に発行した。

(4) 調査研究の主な到達点は以下の二点である。1) 今日の日本社会を生きる海外ルーツの当事者たちが積み上げてきた経験と実践、在日コリアンの歴史と生協法人を活用した自助事業の経験、日本に定住する日系南米人による協同組織、世界の移民による協同組合の取り組み、国際開発における協同組合、ILO における協同組合政策と実践を学び、協同の営みは同じ社会に生きる多様な背景をもつ人々を内包し、脆弱化したコミュニティの再生と脆弱なところに生まれる困難の解決とを共に進める可能性があることが共通認識となった。2) 協同組合における外国人雇用では技能実習制度が活用されているが、実習生に大きな金銭的負担を課し、監理組合に依存するこの制度は国際的にも批判がある。調査では同制度を活用しつつも海外の大学と協力して福祉人材育成の連携も始めた社会福祉法人の事例も把握した。日本に暮らす定住外国人を受入れる職場環境に着目している企業も少なくないことと対比しても協同組合における政策検討を急ぐ必要がある。

(5) 以上より、1) 日本社会の現在を「生産年齢減少型・少子超高齢・多文化社会に移行しつつある段階」と捉え、2) 多様なルーツをもつ市民と共に、国際的にも普遍的な価値(人権の保障)に基づいた多文化社会の形成を中長期の目標としつつ、3) 多文化社会にふさわしい協同(人のつながり方)と協同組合のあり方に関する、第二期の調査研究を継続するところである。

テーマセッション 要旨

テーマセッション 1. 日本協同組合学会設立 40 周年記念
—創設期を回顧しつつ今後を展望する—

座長 鈴木 岳
(公益財団法人 生協総合研究所)

企画趣旨

日本協同組合学会は、学会設立趣意書（1981 年 1 月）にあるように、協同組合運動のありかたが提起された 1980 年第 27 回 ICA モスクワ大会—例のレイドロー報告が含まれていた大会—に呼応するように翌年 4 月に設立され、今日に至ってきた。

この学会が当初には何を希求してきたのか、またそれぞれの思いを改めてここで振り返りつつ、後々に残しておくことは大いに意味のあることであろう。

本年は学会が創設されてから 40 年という節目に当たる。そこで本企画では、この設立最初期の 1980 年代前半、既に学会で活躍されてこられた重鎮会員の方々に、学会の設立期の回想から、到達点や変遷、さらには今後の展望や課題までのお話を伺うとともに、意見交換をおこなうものである。

前半は、多大な足跡を残しつつ、現在でもますます活躍されている 4 氏から、以下のテーマ（仮題あり）でそれぞれお話をいただく。

- ・白石正彦氏「学会活動の基軸（base axis）を鮮明にした創設期の回顧と今後の展望（案）」
- ・中川雄一郎氏「レイドロー報告を受けた学会の展開と今後の課題」
- ・中久保邦夫氏「私が近頃、日本協同組合学会から尻込みしている理由」
- ・増田佳昭氏「『京都学派』の農協研究と協同組合学会」

白石氏は学会設立当初からの編集委員であり、書評・平田四郎『参事の農協論—風土と農業・農協』（1982 年 4 月、第 1 巻第 2 号）を執筆されておられる。

中川氏は「イギリス協同組合思想の展開と先駆者組合」を、中久保氏は「フランス初期協同組合運動とワルラス」を大会報告「協同組合思想の源流と展開」（1984 年 4 月、第 3 巻第 2 号）のなかで、記しておられる。

増田氏は「「地域協同組合」論の系譜と課題—「地域協同組合」論が提起したもの」（1982 年 4 月、第 1 巻第 2 号）を執筆されておられる。

後半では、やはり 1980 年代からすでに現代につながる刮目すべき見解を提示されていたコメンテーターの 4 氏—岡本好廣氏、相馬健次氏、丸山茂樹氏、石塚秀雄氏—から関連のお話をうかがう。ついで、今後を担う会員の方々を含め過去をわずかでも共有し、自由かつ「素朴」な意見交換をすすめることができれば、と考えるものである。

テーマセッション2. 戦後再建期の協同組合運動と現代

座長 伊丹 謙太郎

(法政大学連帯社会インスティテュート)

企画趣旨

2021 年は、賀川豊彦が設立に関わったことでも有名なコープこうべの設立 100 周年にあたり、また日本生活協同組合連合会（日本生協連）や全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）のような連合会組織も 70 周年を迎える年である。

テーマセッション1では、本学会組織そのものの歴史を回顧し、今後の研究を展望する企画となっている。本学会は、協同組合運動の実務者が多いことを特徴のひとつとしているが、学会での成果を反映する実践の場でもある各会員の所属する協同組合組織の歴史についても改めて学びを共有し、あるべき未来の協同組合運動を考える機会となることを期待して本テーマセッション2を企画した。

本セッションでは、以下で具体的に示すように、大きく2つの研究報告と1つの実践報告の計3つの報告を受け、参加者間での討論を通して議論を深めていく構成をとっている。

第1報告

『生活の協同』の広がりとその可能性－1945年から51年までの生協運動－

三浦一浩（生協総合研究所） 25分

第2報告

農協共済の誕生と全国展開－1945年から51年までの協同組合保険・共済運動－

和田武広（賀川豊彦記念松沢資料館） 25分

第3報告

コープこうべ100周年とCO・OP NEXT100の取組について

コープこうべ100周年担当者 15分

質疑応答 25分（総時間：90分）

第1・第2報告は、日本生協連やJA共済連の前史となる、1945年から51年の時期において、いかなる協同組合運動が展開し、現在に続く協同組織が生まれることになったのかを三浦会員、和田会員の2名より報告いただく。

第3報告は、100周年を迎えるコープこうべより登壇者を迎え、この百年の歴史に触れつつ、組合員を巻き込んだ100周年企画のほか、これからの百年を展望するCO-OP NEXT100についての報告をお願いしている。

本セッションを通して多くの参加者から活発な問題提起が行われ、わが国に広がる多様な協同組合運動の間での意見交換が進むことを期待している。